



上記1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1の額の2分の1とします。

### 3. 契約締結交渉

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2.2%	4.4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+33,000円	2.2%+66,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+198,000円	1.1%+396,000円
3億円以上の場合	0.33%+858,000円	0.66%+1,716,000円

事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。

### 4. 督促手続事件

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2.2%	1または5の額の2分の1
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+33,000円	
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+198,000円	
3億円以上の場合	0.33%+858,000円	

(1) 着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。

(2) 訴訟に移行したときの着手金は、1の額との差額とします。

(3) 着手金の最低額は、110,000円です。

(4) 報酬金は、金銭等の具体的な回収をしたときに請求させていただきます。

### 5. 手形・小切手訴訟事件

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.75%+49,500円	5.5%+99,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.65%+379,500円	3.3%+759,000円
3億円以上の場合	1.1%+2,029,500円	2.2%+4,059,000円

(1) 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。(2) 着手金の最低額は、110,000円です。

## 第4. 家事事件

### 1. 離婚事件

#### (1) 調停事件・交渉事件

着手金	報酬金
それぞれ330,000円以上550,000円以下	
(1) 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1となります。	
(2) 財産分与、慰謝料等の請求は、別途、費用を請求いたします。	

#### (2) 訴訟事件

着手金	報酬金
それぞれ 440,000 円以上 660,000 円以下	
(1) 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分のおなります。 (2) 財産分与、慰謝料等の請求は、別途、費用を請求いたします。	

(3) 簡易な家事審判(家事審判法9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)

手数料
110,000 円以上 220,000 円以下

2. 遺言書作成

分類	経済的利益の額	手数料	
定型	110,000 円以上 220,000 円以下		
非定型	基本	300 万円以下の場合	220,000 円
		300 万円を越え 3000 万円以下の場合	1.1%+187,000 円
		3000 万円を越え 3 億円以下の場合	0.33%+418,000 円
		3 億万円以上の場合	0.11%+1,078,000 円

3. 遺言執行

分類	経済的利益の額	報酬金
基本	300 万円以下の場合	330,000 円
	300 万円を越え 3000 万円以下の場合	2.2%+264,000 円
	3000 万円を越え 3 億円以下の場合	1.1%+594,000 円
	3 億万円以上の場合	0.55%+2,244,000 円
遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる。	

第5. その他

保全・強制執行・担保権実行 着手金・報酬いずれも  
訴訟事件の3分の1ないし2分の1 (基本額各 155,000 円)

以上